

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「パートナーズ FXnano 取引ガイド」

改訂日：平成 25 年 04 月 01 日改訂

旧	新
<p>枠内の文章</p> <p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFX取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行(スイス連邦銀行委員会監督下での銀行業務)、ゴールドマン・サックス証券株式会社(日本の金融庁監督下での証券業務)、パークレイズ銀行(イギリス金融庁監督下での銀行業務)、ドイツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、コムルツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(イギリス金融庁監督下での銀行業務)、シティバンク、エヌ・エイ(米国および英国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、JPモルガン・チェース銀行(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、大和証券株式会社(日本の金融庁監督下の金融商品取引業者)、アドバンスト・マーケッツ(米国の金融監督当局下での先物取引業)、ルーシッド・マーケッツ(イギリス金融庁監督下での金融商品取引業務)、<u>クレディ・スイス・エイ・ジー銀行(スイス連邦銀行委員会監督下での銀行業務)</u>、<u>モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(イギリス金融庁監督下での金融商品取引業務)</u>のいずれかとの間でカバー取引を行っております。</p>	<p>枠内の文章</p> <p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFX取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行(スイス連邦銀行委員会監督下での銀行業務)、ゴールドマン・サックス証券株式会社(日本の金融庁監督下での証券業務)、パークレイズ銀行(イギリス金融庁監督下での銀行業務)、ドイツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、コムルツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(イギリス金融庁監督下での銀行業務)、シティバンク、エヌ・エイ(米国および英国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、JPモルガン・チェース銀行(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、大和証券株式会社(日本の金融庁監督下の金融商品取引業者)、アドバンスト・マーケッツ(米国の金融監督当局下での先物取引業)、ルーシッド・マーケッツ(イギリス金融庁監督下での金融商品取引業務)、<u>モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(イギリス金融庁監督下での金融商品取引業務)</u>、<u>ジー・エス・エー・キャピタル パートナーズ(イギリス金融庁監督下での金融商品取引業務)</u>、<u>イーフェックス キャピタル エルエルシー(米国での外国為替取引業務)</u>のいずれかとの間でカバー取引を行っております。</p>
<p><b>II 契約の概要</b></p> <p>9. 取引単位・証拠金・入出金</p> <p>(3)追加証拠金</p> <p>各営業日の終了時において、純資産額(10.純資産評価における純資産額をいいます。)が、建玉必要証拠金の合計額に不足する場合(証拠金維持率 100%未満の場合)、その不足額を追加証拠金として請求いたします。追加証拠金が請求されている営業日の 18 時(以下「追証期限」といいます。18 時よりも前に営業日が終了する場合には追証期限を別途通知いたします。)までに追加証拠金が解消されない場合、お客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。ただし、当該成行注文の執行時にレートが配信されていない通貨ペアの建玉がある場合には、当該建玉以外の建玉全てを成行注文にて処分し、残玉につきましては、<u>その時点での証拠金維持率の水準により次のとおり取扱います。</u></p> <p><u>証拠金維持率 100%未満の場合：レート配信が再開し次第、残玉の全てを成行注文にて処分します。</u></p> <p><u>証拠金維持率 100%以上の場合：当該営業日における追加証拠金は解消されているため、残玉は処分されません。</u></p> <p>なお、11. 自動決済に該当した場合には、追証期限より前であってもお客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。</p>	<p><b>II 契約の概要</b></p> <p>9. 取引単位・証拠金・入出金</p> <p>(3)追加証拠金</p> <p>各営業日の終了時において、純資産額(10.純資産評価における純資産額をいいます。)が、建玉必要証拠金の合計額に不足する場合(証拠金維持率 100%未満の場合)、その不足額を追加証拠金として請求いたします。追加証拠金が請求されている営業日の 18 時(以下「追証期限」といいます。18 時よりも前に営業日が終了する場合には追証期限を別途通知いたします。)までに追加証拠金が解消されない場合、お客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。ただし、当該成行注文の執行時にレートが配信されていない通貨ペアの建玉がある場合には、<u>当該建玉以外の建玉全てを成行注文にて処分し、残玉につきましては、当該処分により追加証拠金が解消されていない場合にはレート配信が再開し次第、残玉の全てを成行注文にて処分し、追加証拠金が解消されていた場合には残玉は処分されません。</u></p> <p>なお、11. 自動決済に該当した場合には、追証期限より前であってもお客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。</p>
<p>パートナーズFXnano 取引ガイド改訂記録</p> <p>(追加)</p>	<p>パートナーズFXnano 取引ガイド改訂記録</p> <p>平成 25 年 04 月 1 日改訂</p>

以上